

鏡石町 原油価格・物価高騰対策 事業継続支援金

町では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の中小企業及び小規模事業者等を対象に、下記により事業継続のための支援金を交付いたします。

1. 対象となる事業者

- ①町内に本社、本店、支店、営業所、店舗等があること
- ②町内で事業を営む法人又は個人事業主(農業、不動産所得者以外)
- ③申請時点で営業実績が1か月以上あり、今後も営業継続の意思があること

2. 支援内容

従業員数に応じて支援金を交付いたします。

- ・従業員数(0～9人) 5万円
- ・従業員数(10人以上) 10万円

※雇用契約がある非正規社員、パート従業員は従業員に含みます。法人役員、個人事業所の家族専従者、派遣社員、外国人研修生は従業員に含みません。

3. 申請期限

令和5年2月28日(火)

4. 申請方法

申請書(様式第1号)を町商工会に持参(平日午前9時から午後4時まで)又は郵送。

※様式は町又は町商工会のホームページからダウンロード。もしくは、町役場産業課又は町商工会窓口で配布いたします。

【添付書類】

- ①令和4年8月から11月までの任意の1カ月分において、事業用として使用した電気・ガス・燃料費等を支払ったことが確認できる書類
- ②最新の確定申告書の写し(税務署受付印又は受信通知)決算期を迎えていない場合は開業届の写し
- ③振込口座の通帳の写し
- ④従業員数が確認できる書類

※その他、追加資料を求めることがあります。

5. 申請受付場所

鏡石町商工会(コミュニティーセンター2階) 鏡石町中央245番地

～ お問い合わせ先 ～

鏡石町役場 産業課振興グループ (電話 0248-62-2118)

鏡石町商工会 (電話 0248-62-2340)